

斎場使用料補助金について

管外の斎場（火葬場）を使用し管外料金を支払った場合、補助金が交付されます。

一時、管外料金を全額支払っていたいただき、補助金申請・請求後に市より補助金が交付されます。

■対象者

亡くなられた方または斎場使用申請者が下野市民であること

■対象施設

全国全ての斎場での火葬及び待合室

※「宇都宮市悠久の丘」および「小山聖苑」は式場、控室、霊安室等も補助対象。

■補助限度額

- ・火葬 58,800円
- ・待合室 16,050円
- ・式場等 管外料金と管内料金の差額

■申請方法

補助金交付申請書に領収書を添付し、国分寺庁舎環境課または市民課南河内窓口・石橋窓口へ提出してください。

■管外斎場

・石橋地区の方…全ての斎場

・国分寺・南河内地区の方…小山聖苑以外の斎場

■問い合わせ先

環境課 ☎(40)5559

まちづくり交付金事後評価原案を公表します

市では、下長田地区のまちづくり交付金事業について、その成果を客観的に検証して今後のまちづくりのあり方を検討することを目的に事後評価を行っております。事後評価の合理性・客観性を担保するため、この原案を公表し、市民の皆様からのご意見を募集します。

■公表する事後評価原案

下長田地区

■資料の閲覧場所

- ・市ホームページ
- ・文書閲覧（文書閲覧場所…建設課（水道庁舎2階））

※閲覧時間は午前8時30分～午後5時15分まで
（土・日・祝日を除く）

■意見の募集期間

11月29日午後5時15分まで

■意見の提出方法

指定の「意見等記入用紙」

に必要事項を記入のうえ、郵送、FAX、電子メール、建設課窓口（水道庁舎2階）へ直接持参のいずれかの方法で提出してください。

なお、ご意見をお寄せいただく際には、氏名、住所、性別、年齢、電話番号を記載してください。（氏名及び住所は必須とさせていただきます。これらの明記のないものについては受け付けできません。）

■意見提出・問い合わせ先

- 〒329-0492 下野市小金井1127
- 下野市役所建設課 ☎(48)2113
- ☎(48)0011
- ✉kensetsu@city.shimotsuke.lg.jp

ふれあい館プール成人の日割引

ふれあい館室内温水プールの利用者へ感謝をこめて、記念日にサービスキャンペーンを行います。

第1弾は、平成26年の成人の日を迎えられる新成人の方に「成人の日割引」を行います。

■対象

平成5年4月2日～平成6年4月1日生まれの方

■割引期間

1月11日(土)～1月17日(金) 休館日の14日(火)を除く

■割引額

200円
入場料は、通常500円のところ300円となります。

*受付で、生年月日の記入された証明書等を提示してください。

■開館時間

午前10時～午後9時30分
ふれあい館室内温水プールでは、記念日として、バレンタインデー・ひな祭り・こどもの日・青春七五三（17歳・15歳・13歳）のサービスキャンペーンを実施していく予定です。
どうぞ、一年中泳げるふれあい館のプールを健康な身体づくりにご利用ください。

■問い合わせ先

ふれあい館 ☎(47)1126

